主

原決定を取消す。 本件訴の変更の申立を却下する。 抗告費用は相手方の負担とする。

里 由

一、 本件抗告申立の趣旨および理由は別紙抗告状のとおりである。

二、本件の広島地方裁判所昭和四七年(行ウ)第一九号監査請求結果取消請求事件記録によると、相手方らは、昭和四七年三月二四日広島市西部開発事業に伴う漁業補償の支払について違法または不当な公金の支出があるとして、地方自治法第二四二条に基き広島市長Aの不正行為是正措置の監査請求を求めたところ、同年五月二三日同市監査委員Bら四名から違法または不当の公金支出ありとは認められないから請求は理由がないとする旨の監査結果の通知があつたこと、そこで相互に対し持書賠償を求めることを内容として監査請求結果の取消を求める旨のに対し持書賠償を求めることを内容とする訴の変更申立をしたこと、これに対して原審は地方自治法第二四二条の二第六項、行政事件訴訟法第四三条、第二一条第一項により変更を許可したことがそれぞれ認められる。

三、 右事案によると、相手方は地方自治法第二四二条の二に基く住民訴訟として監査結果の通知をうけた日から三〇日以内に同条の二第一項一ないし四号所定の訴を提起しなければならないところ、誤つて変更前の訴を提起したものと考えられる。そして本件は訴(請求)の変更に伴い被告を変更したものであるが、このような変更が許されるかどうか検討する。

な変更が許されるかどうか検討する。 〈要旨〉「地方自治法第二四二条の二第六項によると、同条に規定する住民訴訟について行政事件訴訟法(以下単に、〈/要旨〉法という)第四三条が適用され、同条第一、二項の訴訟については法第二一条の準用があることは明らかである。しか告とする処分又は裁決の取消請求を同条所定の国又は公共団体を被告とする損害賠償その他の請求に変更することを認めたのは法が抗告訴訟の被告適格を本来実体法とする他の計求に変更することを認めたのは法が抗告訴訟の被告適格を本来実体法目の他の計求に変更することを認めたのは法が抗告訴訟の被告適格を本来実体法目の他の計求に変更することを認めたのは法が抗告訴訟の被告適格を本来実体法目の他の計求に変更することを問題という。 を関したものであることを記めたのには、その実質的効果の帰属主体は公共団体によの形式的被告は行政庁であって、その実質的効果の帰属主体は公共団体であるとの理論的基盤が存することを意味するものともいえる。従って、法第二人会は右理論的基盤を逸脱して拡張解釈されるべきではなく、同条所定の国には公共団体以外の私人等を被告とする訴に変更することは許されないところといわればならない。」

してみると、本件訴の変更における旧訴が地方自治法第二四二条の二にもとづく住民訴訟であるかどうかについて問題があるが、それがいずれであるにせよ、本件訴の変更は許すべきでないといわねばならぬ。

四 よつて相手方の訴変更許可申立を認容した原決定は不当として取消し、相手方の本件訴の変更の申立を却下することとし、抗告費用は相手方の負担とすることとして主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 胡田勲 裁判官 西内英二 裁判官 藤本清)

別 紙 <記載内容は末尾 1 添付>